

「特別養護老人ホーム アミカル」

運営規程

社会福祉法人 アミカル

第1条 この規程は、社会福祉法人アミカルが設置する特別養護老人ホームアミカル（以下『事業所』という）が実施する介護老人福祉施設サービス（以下『施設サービス』という）の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態（旧措置者）にある者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1. 事業所の従業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指す。

2. 入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努める。

3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（名称および所在地）

第4条 名称および所在地は次のとおり。

- ① 名称 特別養護老人ホーム アミカル
- ② 所在地 岡山県倉敷市玉島1275-1

（従業者の職種、員数、および職務内容）

第5条 従業者の職種、員数、および職務内容は、次のとおり。

- ① 管理者 常勤1名 （併施設設兼務）
管理者は事業所の従業者の管理、および業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 嘱託 1名以上
医師は入所者の健康の状況に注意すると共に、健康維持の為の適切な医療を行う。
- ③ 生活相談員 常勤1名以上 （併施設設兼務）
生活相談員は入所者またはその家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。
- ④ 介護職員 常勤換算 35名以上
介護職員は入所者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。
- ⑤ 看護職員 常勤換算 3名以上（常勤1名以上）
看護職員は入所者の健康の状況に注意すると共に、健康維持の為の適切な看護を行う。
- ⑥ 栄養士 1名以上 （併施設設兼務）
管理栄養士は食事の提供にあたり、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した献立を作成する。
- ⑦ 機能訓練指導員 1名以上 （併施設設兼務）
機能訓練指導員は入所者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のため機能訓練を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 常勤1名以上 （併施設設兼務）
介護支援専門員は入所者または家族からの要望、入所者の健康上および生活上の問題点、解決すべき課題等を踏まえて施設サービス計画を作成する。

(入所定員)

第6条 事業所の入所定員は114名。(多床室利用型)

(施設サービスの内容)

第7条 施設サービスの内容は、次のとおり。

- ①介護福祉施設サービス(Ⅱ) (要介護者：看護・介護職員＝3：1)
- ②事業所において、入所者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神ケア、生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を提供する。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 1. 施設サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

(利用料の1割～3割。)

2. 食事の提供に伴う費用の額は、1,445円/日とする。
*介護保険負担限度額の認定を受けている入所者に対しては、その認定証に記載された金額を1日あたりとする。
3. 居室の提供に伴う費用の額。
介護福祉施設居室料：915円
*介護保険負担限度額の認定を受けている入所者に対しては、その認定証に記載された金額を1日あたりとする。
*居室の提供に伴う費用の額を変更するときは、予め、入所者又はその家族に対して、変更後の費用の額及び、その根拠について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。
*外泊、入院等居室の利用がない場合においても室料は徴収する。
4. その他、日常生活に係る費用等の徴収が必要となった場合は、その都度入所者またはその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。
(例) 電気代：55円/個/日(テレビ貸出の場合：110円/日)
喫茶店：50円/回(飲み物とお菓子)・25円/回(飲み物またはお菓子のみ)
詳細は添付別紙参照

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条
1. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員および居室定員を超えて入所させない。
 2. 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
 3. 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
 4. 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行う。
 5. 入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うと共に、介護計画に基づき、機能訓練および日常生活を行う上で必要な援助を行う。
 6. 入所者または、他の入所者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
 7. 入所者の身体的理由もしくは施設運営上の理由により、居室を変更する場合がある。その際は、あらかじめ入所者に説明し実施する。

(緊急時および事故発生時における対応方法)

第10条 施設サービスの提供を行っている入所者に、病状の急変等が生じた場合は応急処置を行い、その後必要な処置および受診(協力病院)を行い、家族への連絡をする等、必要な措置を講じる。

(入所者の守るべき留意事項)

- 第11条 1. 入所者は、健康と生活の安定の為、施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
2. 入所者は外出（短時間のものは除く。）または、外泊しようとする時は、その都度外出外泊先、用件、事業所へ帰着する予定日等を施設長に届け出なければならない。
3. 入所者は、外来者と面会しようとする時は、その旨を施設長に届け出て、予め指定された場所において面会する。
4. 入所者は努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別の理由が無い限り、これを拒否してはならない
5. 入所者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に事業所に協力しなければならない。
6. 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに施設長または生活相談員に届け出なければならない。
7. 入所者は、故意に事業所（設備および備品を含む）に損害を与えた場合は、その損害を弁償または原状に回復しなければならない。損害賠償の額は、入所者の収入および事情を考慮して減免する事が出来る。
8. 利用料については月末締めとし、請求があった時は遅滞なくこれを支払うものとする。なお、特別な理由による滞納は、入所者もしくは身元引受人の書面による申し出があった場合考慮するが、督促請求にもかかわらず延滞6ヶ月を見た時点で退所させる。
9. 入所者の身体的理由により、長期入院治療の必要があると診断されたとき、もしくは退院の目処がつかない等施設サービスの利用がなされないことが明確である場合には、退所していただく。

(非常災害対策)

- 第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および、風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- ①防火管理者は有資格者の中から施設長が任命する。
- ②始業時・終業時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- ③非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検には、防火管理者が立ち会う。
- ④非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- ⑤火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥防火管理者は、従業者に対して消防教育、消防訓練を実施する。
- (1) 防火教育および総合基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
- (2) 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- ⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 1. 従業者の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人アミカルと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(苦情処理)

第14条 提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(雑則)

第15条 この規程を改正、廃止する時は、社会福祉法人アミカル 理事会の議決を経る。

(付則)

この規程は	平成12年	4月	1日から施行	
	平成13年	4月	1日一部改正	
	平成15年	4月	1日一部改正	
	平成16年	4月	1日一部改正	
	平成17年	3月10日	一部改正	
	平成17年	9月25日	一部改正	(小規模生活単位型対応)
	平成17年	10月	1日一部改正	
	平成18年	4月	1日一部改正	
	平成21年	4月	1日一部改正	
	平成26年	4月	1日一部改正	
	平成27年	4月	1日一部改正	
	平成27年	8月	1日一部改正	
	平成29年	11月	1日一部改正	
	平成30年	8月	1日一部改正	
	令和元年	10月	1日一部改正	
	令和6年	8月	1日一部改正	